

平成29年第10回農業委員会総会 議事録

開催日時 平成29年10月30日(月) 午前9時00分

開催場所 いちき串木野市串木野庁舎2階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	池之上	國 義
会長代理	11番	木 場	由美子
	1番	平 田	隆 一
	2番	川 畑	千 秋
	3番	勝 山	福 満
	4番	生 野	英 明
	5番	西久保	清 助
	6番	久木山	純 広
	7番	古 賀	久美子
	8番	別 府	嶺 頭
	9番	前 田	博 隆
	10番	松 下	進

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	内 田	金 治
串木野地区2	原 口	壽 藏
市来地区	樋ノ口	正 信

出席職員 芹ヶ野國男局長、棚町健治補佐、萩内伸哉主幹
内門雅代主査

議事録署名委員 (4番 生野 英明委員・5番 西久保 清助委員)

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(4件)について

日程第2 議案第50号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)について

日程第3 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(3件)について

日程第4 議案第52号 非農地証明願(4件)について

日程第5 議案第53号 農用地利用集積計画(案)(36件)について(新規36件)

日程第6 議案第54号 耕作放棄地に係る非農地判断について

会議の概要

局長 　　ただ今から第 10 回農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 　　あいさつ。

局長 　　本日の総会は、農業委員 12 名、推進委員 3 名が出席されておりますので、総会は成立しております。それではいちき串木野市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。

議長 　　これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 　　それでは議事録署名委員は、4 番委員、5 番委員にお願いします。ただ今から議事に入ります。日程第 1 報告議案第 19 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知についてを議題とします。

事務局 　　1 ページをお願いします。日程第 1 報告議案第 19 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知は 4 件で〇筆〇〇㎡です。なお、No. 1・2 につきましては 3 条申請が、No.3 につきましては利用権設定が出て参ります。よろしくをお願いします。

議長 　　ただ今、説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 　　なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第 2 議案第 50 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 　　2 ページをお願いします。日程第 2 議案第 50 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今月の申請は 2 件で農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件をすべて満たしております。No.1 についてご説明申し上げます。No.1 譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する畑〇〇㎡を譲り受けたいという申

請です。調査は【正】を6番委員、【副】を10番委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 調査員の報告をお願いします。

6番委員 6番です。10月24日火曜日、午前9時、受人、10番委員と3名で調査いたしました。申請地、場所につきましては、2・3ページをご覧ください。受人は、平成〇年に新規就農者となり、本年度が助成の最後の年です。現在露地野菜の人参農家であります。自宅から申請地までは〇km、車で約〇分の場所です。今回、露地人参拡大の計画であり、農作業には常時〇人、年間雇用者が女性〇人、季節雇用が〇名の経営であり、人参栽培に必要な機械等も全部揃っています。調査した結果、何も問題はないと思います。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上です。

議長 No.2について説明をお願いします。

事務局 4ページをお願いします。No.2についてご説明申し上げます。No.2譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する田〇㎡外〇筆計〇筆〇〇㎡を譲り受けたいという申請です。調査は【正】を9番委員、【副】を11番委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 調査員の報告をお願いします。

9番委員 9番です。10月24日、午前9時、行政書士立ち会いのもと、代理と2人で、3条の実態調査を現地で行って参りました。今回は〇筆と筆数が多く、場所は、資料の4~6ページです。渡人は〇〇で、〇〇〇である〇〇〇が、財産を全部処分しなくてはならないとのことです。受人は〇〇業を営む兼業農家であり、田畑合わせて〇〇㎡の持主、3人暮らしで、収穫した農産物は、全部自家消費だそうです。今回〇筆で、田畑合わせると、〇〇㎡になり、田は水稻、畑には、みかん・レモンを栽培されるそうです。労働力は、常時〇人で、農機具は耕運機〇台、草刈り機〇台ですが、今後、田植え機、トラクター、コンバインなどを揃えていかれる様です。自宅からの距離は、約〇km、車で約〇分です。経営面積が、田〇a、畑〇a、計〇a、作業する時期をずらして対応するそうです。私たちが申請地を見て回ったところ、全体の3分の1は、地元の焼酎会社に貸して、カライモが栽培され、収穫も終わっておりました。残り3分の1は、セイタカアワダチソウが人の背丈以上に伸びていて、今まで耕作されていた方のトンネルパイプやマルチもそのままの場所もありました。残りの3分の1は、大きな

木や蔓、セイタカアワダチソウなどが茂り、農地に戻すのは、大変ではなかろうかと思いました。以上です。

議長 　　ただ今、No.1～No.2 について、説明及び報告がありました。何かご質問はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 　　なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第 3 議案第 51 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 　　資料の 7 ページをお願いします。日程第 3 議案第 51 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請のNo.1 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田〇㎡を譲り受け、自宅を建築したいという申請であります。この申請地は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を 1 番委員、【副】を 2 番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 　　調査員の報告をお願いします。

1 番委員 　　1 番です。10 月 24 日、行政書士立ち会いのもと、2 番委員と一緒に調査いたしました。場所は、7・8 ページをご覧ください。転用目的は、現在借家住まいで、申請地を譲り受け、自宅を建築したいということです。周囲農地に対する被害・影響ですが、周囲に農地はなく、被害を及ぼすことはありませんでした。付近の状況ですが、北側は宅地と道路、東と西は道路、南側は宅地です。用水は上水道、汚水・生活雑排水は合併浄化槽、雨水排水は東側にある〇cm の側溝へ流す計画で、問題なしと思われま。目的の確実性は、土地取得費と住宅建築費は借入、融資手続きやハウスメーカーの選定も済み、許可次第速やかに着工するとのこと。以上、調査結果は問題なしと思われま。皆さん方のご審議をお願いします。

議長 　　No.2 について、説明を求めま。

事務局 　　資料の 9 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田〇㎡（実測〇㎡）を譲り受け、自宅建築するための宅地造成を行いたいという申請であります。この申請地は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を 4 番委員、【副】を 7 番委員にお願いしてあります。よろしくお

ます。

議長 調査員の報告をお願いします。

4 番委員 4 番です。報告をします。10 月 25 日、行政書士立ち会いのもと、7 番委員と調査を行いました。場所は、10 ページです。ここに自宅を建築するための宅地造成を行いたいということで、現在はきれいになっており、被害防除も隣は畑ですが、何もなく、東は畑、西は道路、北は道路、南は畑で、何ら問題はないと見て参りました。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 No.3 について、説明を求めます。

事務局 資料の 11 ページをお願いします。No.3 についてご説明申し上げます。借人が貸人の所有する田〇㎡を借り受け、自宅を建築したいという申請であります。この申請地は、隣接する農地の広がりがある第 1 種農地で農業振興地域内農地に該当し、常設審議委員会への意見聴取案件となります。調査は【正】を 3 番委員、【副】を 8 番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

3 番委員 3 番です。10 月 24 日火曜日、申請人の代理人と 8 番委員と調査を行いました。今回の申請箇所は、11・12 ページをご覧ください。現在借家住まいのため、申請地を借り受けて、自宅を建築したいという申請です。なお、貸人と借人は親子です。北・東側が道路、西側に大きな側溝が入っており、南側に防護柵を設ける、用排水は合併浄化槽とこのことです。付近に迷惑をかけるようなことはないと見て参りました。皆さん方のご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 No.1～No.3 まで、説明及び報告がありましたが、委員の皆さん、何かご質疑はありませんか。

10 番委員 よろしいですか。No.3 についてですが、写真では、かなりの勾配があるように見えますが、許可がおりるのでしょうか。

議長 調査をされた 3 番委員、説明をお願いします。

3 番委員 勾配ではなく、道路は後ろになります。

- 10 番委員 危険個所とかは、ありませんか。
- 3 番委員 ありません。高さは 1.5m 以内で、建坪も〇坪程度です。
- 事務局 すみません。高さは、1.5m 以内ですので、崖上、崖下には該当しないと思われます。ただ狭いですね。
- 議長 よろしいですか。
- 10 番委員 わかりました。
- 議長 他に、何かありませんか。
- 「なし」と呼ぶ者あり
- 議長 ないようですので、同伴について申請どおり決定します。日程第 4 議案第 52 号非農地証明願についてを議題とします。
- 事務局 13 ページをお願いします。まず、本日、ご提案申し上げております、非農地証明願全 4 件は全て、違反転用農地所有者に対する個別指導を受けての申請であります。それでは、日程第 4 議案第 52 号非農地証明願の No.1 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、明治後期に住宅、昭和 50 年代に倉庫を建築して、現在に至っているという申請であります。続きまして、15 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡外〇筆計〇筆〇㎡の申請地①は、平成 10 年頃から住宅敷地として、申請地②は、駐車場として利用し、現在に至っているという申請であります。続きまして、17 ページをお願いします。No.3 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は昭和 50 年代頃から資材置場及び駐車場として利用し、現在に至っているという申請であります。最後に 19 ページをお願いします。No.4 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は昭和 50 年頃から車庫及び通路として利用し、現在に至っているという申請であります。ご審議方、よろしくをお願いします。
- 議長 No.1 から No.4 まで、説明がありましたが、委員の皆さん、何かご意見はありませんか。
- 「なし」と呼ぶ者あり
- 議長 ないようですので、同伴について申請どおり決定します。日程第 5

議案第 53 号 10 月分の農用地利用集積計画（案）についてを議題とします。関係する委員がおられますので、退席をお願いします。

事務局 21 ページをお願いします。日程第 5 議案第 53 号 10 月分の農用地利用集積計画は 36 件〇筆〇〇㎡で、新規が 36 件です。よろしくお願いします。

議長 委員の皆さん、何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件については申請どおり決定します。退席された委員は、自席へお戻りください。日程第 6 議案第 54 号耕作放棄地に係る非農地判断について議題とします。

事務局 26 ページをお願いします。日程第 6 議案第 54 号耕作放棄地に係る非農地判断についてご説明申し上げます。申請地は、平成 28 年度の利用状況調査で非農地であることが確認されておりますので、このたび、非農地判断を求めるものであります。これまでの状況についてはご覧のとおりであります。ご審議方よろしくお願いします。

議長 ただ今の件につきまして、何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件については申請どおり決定します。

以上で今月の総会は終了します。

議事録署名委員

・ _____
・ _____